

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	淡路一宮郵便局	兵庫県淡路市郡家86-9	輸送施設の使用停止処分(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	市川郵便局	兵庫県神崎郡市川町甘地178-3	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	松井庄郵便局	兵庫県多可郡多可町加美区寺内122-8	輸送施設の使用停止処分(96日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月8日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	和知郵便局	京都府船井郡京丹波町本庄ノハタ15	輸送施設の使用停止処分(116日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	伊根郵便局	京都府与謝郡伊根町龜島黒内濱780-3	輸送施設の使用停止処分(41日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	波多野郵便局	奈良県山辺郡山添村大字中之庄122-2	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	針ヶ別所郵便局	奈良県奈良市針ヶ別所町1004	輸送施設の使用停止処分(103日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	和歌山中央郵便局川辺集配分室	和歌山県和歌山市宇田森字馬場6-1	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	かつらぎ郵便局	和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町50	輸送施設の使用停止処分(123日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月7日	株式会社 異産業(法人番号9122001023876)代表者 上之原 伸二	大阪府八尾市福万寺町南1丁目8番地8	本社	大阪府八尾市福万寺町南1丁目8番地8	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年1月24日、関係機関からの情報到着に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽提出【選任(解任)の未届出に係るもの】(安全規則第19条)	1	1
令和7年11月7日	株式会社NEX(法人番号3120001171783)代表者 仲直樹	大阪府大阪市住之江区平林北2丁目1番40号	本社	大阪府大阪市住之江区平林北2丁目1番40号	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和7年7月17日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月11日	株式会社サカイ引越センター(法人番号6120101002720) 代表者 田島 哲康	大阪府堺市堺区石津北町56	大阪都島支社	大阪府大阪市都島区毛馬町1-5-29	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)従業員の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	兵庫郵便局	兵庫県神戸市兵庫区大開通2丁目2番19号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月12日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	長田郵便局	兵庫県神戸市長田区細田町7丁目1番1号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月19日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	湯村郵便局	兵庫県美方郡新温泉町湯1019-2	輸送施設の使用停止処分(32日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中京郵便局	京都府京都市中京区三条通東洞院東入ル菱屋町30	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	伏見郵便局	京都府京都市伏見区塙木町1148-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	網野郵便局	京都府京丹後市網野町網野365-4	輸送施設の使用停止処分(145日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	九度山郵便局	和歌山県伊都郡九度山町九度山1714-4	輸送施設の使用停止処分(115日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	由良郵便局	和歌山県日高郡由良町里217	輸送施設の使用停止処分(108日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	日足郵便局	和歌山県新宮市熊野川町日足370-1	輸送施設の使用停止処分(118日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月18日	NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社(法人番号5010001223230) 代表者 藤代 正司	東京都千代田区神田和泉町2番地	なんばセンター	大阪府大阪市浪速区稻荷1丁目5番33号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)従業員の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月19日	有限会社山廣運送(法人番号1140002069250)代表者 廣田 雅亮	兵庫県淡路市大谷字傍示893-4	本社	兵庫県淡路市大谷字傍示893-4	輸送施設の使用停止処分(82日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年11月28日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「勤務時間等基準告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務時間等基準告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項~第3項)	9	9
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美原郵便局	大阪府堺市美原区黒山31の6	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月13日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大阪西郵便局	大阪府大阪市西区江之子島2丁目1番3号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大阪東郵便局	大阪府大阪市中央区備後町1丁目3番8号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月2日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大河内郵便局	兵庫県神崎郡神河町寺前256-5	輸送施設の使用停止処分(86日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	西谷郵便局	兵庫県宝塚市大原野字南宮2-2	輸送施設の使用停止処分(106日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	猪名川郵便局	兵庫県川辺郡猪名川町白金3丁目2-2	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	和田郵便局	奈良県吉野郡天川村和田534	輸送施設の使用停止処分(23日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高宮郵便局	滋賀県彦根市高宮町1090	輸送施設の使用停止処分(139日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	西浅井郵便局	滋賀県長浜市西浅井町塩津浜1228-1	輸送施設の使用停止処分(71日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月20日	飾磨海運株式会社 (法人番号9140001059294) 代表者 水田 裕一郎	兵庫県姫路市飾磨区 鈴江1300番地	本社営業所	兵庫県姫路市飾磨区 妻鹿1703番1	輸送施設の使用停止 処分(10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和6年11月14日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1
令和7年11月26日	Lcargo合同会社(法人番号 6140003017138)代表者 倉 本 佳英	兵庫県神戸市西区押 部谷町福住579-18	本店	兵庫県神戸市西区押 部谷町福住579-18	輸送施設の使用停止 処分(105日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和6年11月21日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間) (安全規則第3条第4項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	11	11
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番 号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手 町2-3-1	須磨郵便局	兵庫県神戸市須磨区 鷹取町2丁目1番1号	輸送施設の使用停止 処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録 がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月 12日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施した ところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、 (2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	志筑郵便局	兵庫県淡路市志筑3359	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	林田郵便局	兵庫県姫路市林田町林谷582-1	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	黒滝郵便局	奈良県吉野郡黒滝村寺戸152-3	輸送施設の使用停止処分(29日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	柏木郵便局	奈良県吉野郡川上村柏木126-10	輸送施設の使用停止処分(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	マキノ郵便局	滋賀県高島市マキノ町高木浜1-16-2	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	永源寺郵便局	滋賀県東近江市山上町1324-2	輸送施設の使用停止処分(109日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	清川郵便局	和歌山県日高郡みなべ町清川2187	輸送施設の使用停止処分(119日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	富田郵便局	和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕439-8	輸送施設の使用停止処分(109日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年11月28日	有限会社ユウキ運輸(法人番号5140002051452)代表者 志水 貞治	兵庫県神戸市西区春日台5丁目7番20	神戸	兵庫県神戸市西区春日台5丁目7番20	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年2月4日公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】【実施不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下、「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)(3)点呼の記録違反【一部記録なし】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)(6)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(安全規則第10条第1項)(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1